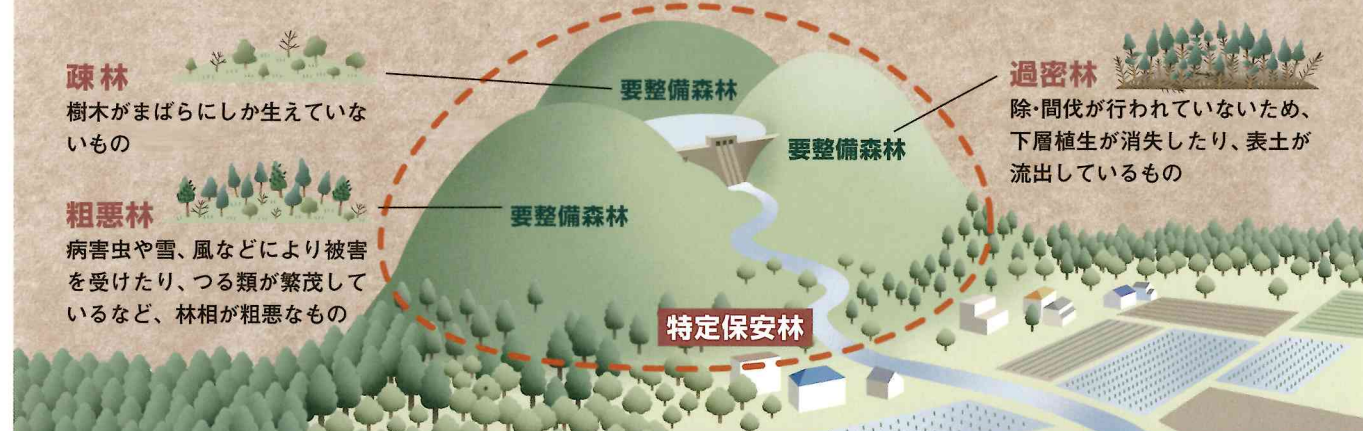


保安林としてふさわしい働きをするように

特定保安林制度

保安林の働きを十分に発揮させるためには、適切な森林施業の実施により、森林を健全な状態に保つことが必要です。ところが保安林の中には、間伐などの手入れが遅れているため健全な状態とは言えないものが見受けられます。このため、水源の涵養や山地災害の防止などの公益的な働きが低下している保安林については、農林水産大臣が特定保安林に指定し、指定の目的である公益的な働きが十分に発揮されるよう計画的に整備を進めていくことにしています。特定保安林制度の流れを見てみましょう。



特定保安林制度の流れ

農林水産大臣

全国森林計画の策定

特定保安林の指定

農林水産大臣は、全国森林計画に基づき、指定の目的にふさわしい働きをしていないと認められる保安林を特定保安林に指定します。

都道府県知事

1. 地域森林計画の変更等

都道府県知事は、特定保安林内で早急な施業を必要とするものを要整備森林に指定し、実施すべき施業方法や期日を地域森林計画に明示します。

2. 自発的な施業を指導

都道府県知事は、森林所有者等の自発的な施業を指導します。

① 施業実施の勧告

要整備森林の森林所有者等に対して施業を行うように勧告します。

② 権利移転等の協議の勧告

適切に施業が行われない場合には、森林組合などの相手を選定して権利移転や施業委託等の協議をするよう森林所有者等に勧告します。

3. 治山事業の実施

勧告によっても施業が行われず、国土の保全等のために必要がある場合は、治山事業で要整備森林の整備を実施します。



整備された森林



手入れが遅れている森林

保安林で行われている治山事業

保安林の指定目的である水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備などの目的を達成するため、国や都道府県では荒廃山地や荒廃渓流などで、森林の造成や整備、森林が育つ基盤となる林地を保全するための施設の整備を行っています。これらを治山事業といいます。治山事業は次のような方針で進めることにしています。

山地災害の防止



豪雨、地震、流木などによる山地災害を防ぎ、被害を最小限にとどめて地域の安全性を高めるための治山施設の設置などを進めます。

水源涵養機能の高度発揮



ダム上流の重要な水源や集落の水源となっている保安林で、浸透・保水能力の高い土壌を持った森林を維持・造成していきます。

流域を保全するための国有林と民有林との連携



より効果的な事業展開を行うため、国有林と民有林が連携して計画的な事業を実施しています。また、流木対策において砂防事業などの連携も図っていきます。

地域の避難体制との連携



災害の被害を軽減するため、集落等に近き地域で実施する治山事業に加え、山地災害が発生する危険性が高い場所に関する情報を市町村に提供し、地域の避難体制と連携した事業を実施します。